

令和5年10月11日

こんにちは 連絡係の稲垣です。コロナの感染者数、ここ3週間ほどからピークアウトして下がっている様子。と言ってもまだ感染者はいらっしゃるし、インフルエンザもある。決して感染対策は怠ってはいけないものの、市内を見ると半数ほどがノーマスク。所属の業界により違いがありそうだ。

さて、居宅部会からのご案内です。

内容ご確認の上、周囲と情報共有のほどお願いします。

居宅部会の皆様へ。

立川です。こんにちは。

いつもありがとうございます。

今日は、見出し等について、ご連絡と周知を事業所内でよろしく願いいたします。

特養の申請について、各務原市では、各務原ルール「各務原市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」<添付1>があります。

- ・各務原市内の特養を申請する場合、入所施設を1か所選び申請する。
- ・申請するときは、順番が来たら入所すると決断された折に申請をする。(まだ入所しないが前もって申請をしておきたい 等の場合はまだ申請をしない)
- ・これは、各務原市内の特養施設における適用で、各務原市外の特養を併用申込する場合は1か所に限らない。等の内容です。

特養入所について、特養さんから家族に順番が来たことを連絡した折、最近も「今は入所せず、今回は見送りたい」「ロングショート中でそこに馴染んでおり、今回は見送りたい」等のケースが散見されており、苦慮されている現状があります。

各務原市ルール「各務原市指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針」は、「複数申込だと、実際の待機者数が分からなくなる」「実数と異なる多大な待機者数により、必要とされる方の申込を躊躇させるおそれがある」「複数申込された場合、入所施設以外はそのキャンセル手続きが発生し、事業所の事務負担が増える」等といった影響から、待機者数は、介護保険事業計画の施設整備計画を考えていく資料としており、「正確な(実際の)待機者数の把握」により、実際の状況に即した施設整備計画を策定することができ、施設の過剰供給を防ぐこともめざしています。

ケアマネとして、利用者や家族の心情を察しつつ、制度の適正な運用への配慮も必要ですので、各務原ルールは強制ではありませんが、ご理解をよろしくお願いいたします。また、利用者のご逝去されたり、他施設に入所された等の情報をケアマネが知った時は、入所申込の取り下げ連絡のご協力もよろしくお願いいたします。なお、施設部会様より、R4年度の特養待機者数と新規入所者数の調査票<添付2>を見せていただくことができました。貴重なデータです。ご覧ください。

お尋ね等は、立川まで(090-9912-2016)